

消費者の部屋通信

(平成29年7月号)

目次	☆ 展示の御紹介	1
	☆ 学校関係の訪問状況	3
	☆ 4～6月の消費者相談状況（速報）	5
	☆ 相談事例（6月分）	7



< 特別展示 >

食べる6次産業化

(6月5日～6月9日開催)



< 常設展示 >

みんなで囲むともっとおいしい！

「弁当の日」

(6月12日～6月23日開催)



< 特別展示 >

星に願いを！

7月7日は☆乾いたけの日・

そうめんの日

(6月26日～6月30日開催)

- ◆ 「消費者の部屋」では、消費者の皆さまとコミュニケーションを深めるために、農林水産行政や食生活などについての情報提供などを行っています。また、農林水産省の本省北別館1階で行われる特別展示には、多くの方々に御来場いただいております。

☆ 展示の御紹介

●平成29年6月の開催状況

期 間	展示名	入場者数
6月5日～6月9日	【特別】食べる6次産業化	784人
6月12日～6月16日	【常設】みんなで囲むともっとおいしい！「弁当の日」 【常設】米トレーサビリティ法について（併設）	
6月19日～6月23日	【常設】みんなで囲むともっとおいしい！「弁当の日」 【常設】アニマルウェルフェア（併設）	
6月26日～6月30日	【特別】ほしに願いを！！ 7月7日は☆乾しいたけの日・そうめんの日	831人

●平成29年7月の展示

期 間	展示名
7月3日～7月7日	【常設】山と森のこと考えてみませんか ～山と森を漫画で知ろう！～
7月10日～7月14日	【特別】ジビエ（シカ肉、イノシシ肉）をもっと知ろう！
7月24日～7月28日	【特別】「ガムの楽しさと噛むことの大切さを考える！」 チューイングガムでリラックス！！噛むことの大切さを考えよう
7月31日～8月4日	【特別】カレーのヒ・ミ・ツを探検 ーカレーで健康な体づくりを！ー

◆ テーマ【特別展示】『食べる6次産業化』 ◆

6次産業化とは、農林漁業者が、農林漁業（1次産業）の取組に加え、加工などの2次産業、さらにはサービスや販売までの3次産業まで含め、一体的に事業を展開し、農林水産物の付加価値を向上させる取組です。

本展示では、6次産業化の商品ができるまでの過程をパネルで紹介し、実際にできあがった商品を来場者に試食していただき、6次産業化への理解や興味を深めてもらいました。

また、北別館玄関にて商品の販売も実施しました。



希少な国産グレープフルーツを利用したジャム



6次産業化の商品を多数展示し、来場者から多くの質問がありました。



国産マンゴーや丹波黒大豆のグラッセ等の試食を実施しました。

◆ テーマ【常設展示】『みんなで囲むともっとおいしい！「弁当の日」』 ◆

6月の食育月間のイベントとして、バランスのとれた弁当作りに最適な「3・2・1弁当法」の講座の実施や弁当の日についてパネルで紹介しました。

また、本展示に関連して6月19日に農林水産省の各課にて「弁当の日」のイベントを実施しました。課ごとに工夫を凝らしたお弁当を食べました。



消費・安全局消費者行政・食育課では、一人1品おかずを持ち寄り、主食、主菜、副菜の揃った特性バランス弁当を作りました



消費・安全局長室においても、局長・審議官に参加していただき、「3・1・2弁当法」に留意したそれぞれお好みの弁当を盛りつけました。

◆ テーマ【特別展示】『ほしに願いを！7月7日は☆乾しいたけの日・そうめんの日』 ◆

7月7日は乾しいたけとそうめんの日です。これにちなみ、乾しいたけの便利な使い方やそうめんの豆知識を紹介しました。

また、アンケートに答えていただいた方に先着で原木乾しいたけをプレゼントしました。省内食堂「手しごとや 咲くら」において、そうめんと乾しいたけを使った料理が登場し、多くの来場者で賑わいました。



乾しいたけの簡単な戻し方の実演を行いました。



全国のそうめんや乾麺を展示しました。

☆ 学校関係の訪問状況

「消費者の部屋」では、小・中・高校生での修学旅行や校外学習で班別行動をされる児童・生徒の皆さんに向けて、農林水産省の訪問を受け付けております。

また、農林水産省に関する、様々な質問にも、わかりやすく説明しています。

多くの児童・生徒の皆さんの訪問をお待ちしております。

平成29年6月の来訪者は以下の通りです。

■ 平成29年6月の訪問	来訪者数
岐阜県 美濃加茂市立西中学校（中3年）	12名
岐阜県 岐阜県岐阜中央中学校（中3年）	4名
神奈川県 川崎市立大戸小学校（小6年）	26名
岐阜県 本巣市真正中学校（中3年）	18名
茨城県 神栖市神栖第四中学校（中2年）	9名
岐阜県 海津市日新中学校（中3年）	6名
神奈川県 川崎市立御幸中学校（中2年）	5名
神奈川県 川崎市立西生田中学校（中2年）	5名
合 計 8校	85名

お申し込みについて

訪問を希望される場合は、事前にお申し込みが必要です。

担任の先生より、「消費者の部屋」ホームページ内に掲載されている、申し込み用紙に必要な事項を記入の上、FAX（03-5512-7651）にてご連絡下さい

※訪問について基本情報

・実施時間：火・水・木の平日1日2回（10:30～、13:30～）

（上記以外でも、ご相談下さい。ただし、都合により実施できない場合もあります。）

特別展示の案内、説明・質疑等・・・30分、庁舎案内・・・40分

・所要時間：1時間10分程度 ・受入人数：訪問は20名程度（要相談）までとします。

訪問の様子



「消費者の部屋」において、特別展示の説明を受ける、神奈川県川崎市立御幸中学校の生徒達。



「消費者の部屋」事務室において、説明を受ける、岐阜県本巣市真正中学校の生徒達。



「消費者の部屋」において、特別展示の説明を受ける、岐阜県岐阜中央中学校の生徒達。



記者会見室見学において、説明を受ける、神奈川県川崎市立西生田の生徒達。



農林水産省図書館において、取り扱い書籍等の説明を受ける、茨城県神栖市神栖第四中学校の生徒達。



農林水産省正門前で、記念撮影をしている、神奈川県川崎市立大戸小学校の生徒達。

訪問された生徒さんの感想（抜粋）

☆農林水産省の説明の中で印象深いのは、消費者と農業者との関係を良くしたいという熱心な思いが有るということです。とても感動して、さらに農林水産省への興味がわきました。（中学2年男子）

☆農林水産省図書館の見学では、私の住んでいる市についての本の紹介を丁寧にしていただきました。お土産の「きれいな絵の栞」が嬉しかったです。（中学2年女子）

☆記者会見室の見学では、日本の国旗が壇上の横にあたり、動画のカメラや秘書官の席、大臣しか使用できないMFFの背景を見られて興味深かったです。記念撮影まで出来て良い思い出となりました。（中学3年男子）

☆展示の見学を通じて、6次産業化について学ぶことが出来て良かったです。授業では学べない徳島県の特性を活かした産業を知ることが出来てとても新鮮な思いでした。（中学3年男子）

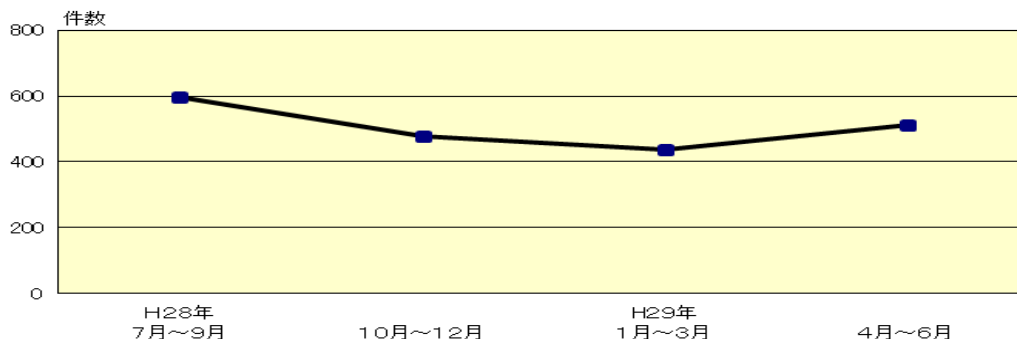
～ 修学旅行や社会科見学などの訪問をお待ちしています ～

☆ 4～6月の消費者相談状況（速報） ～電話やメールで御相談を受け付けています～



平成29年4月～6月の相談件数は、511件（前年同期596件）でした。このうち、問合せは459件、要望・意見は33件、苦情は6件、その他は13件となりました。

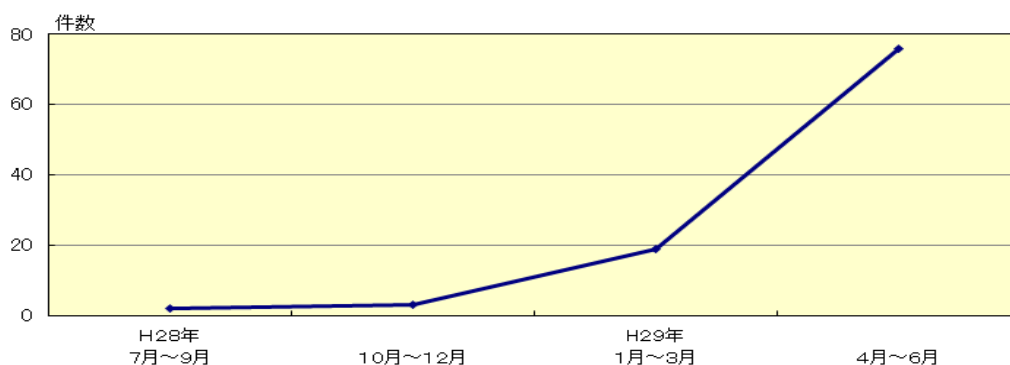
図1 四半期別相談件数の推移



〔子ども相談〕

子ども相談専用電話を設け、農林水産業や食品に関する子どもからの相談や質問にお答えしています。4月～6月の子ども相談件数は、前期より57件増加し、76件となりました。

図2 子ども相談件数の推移

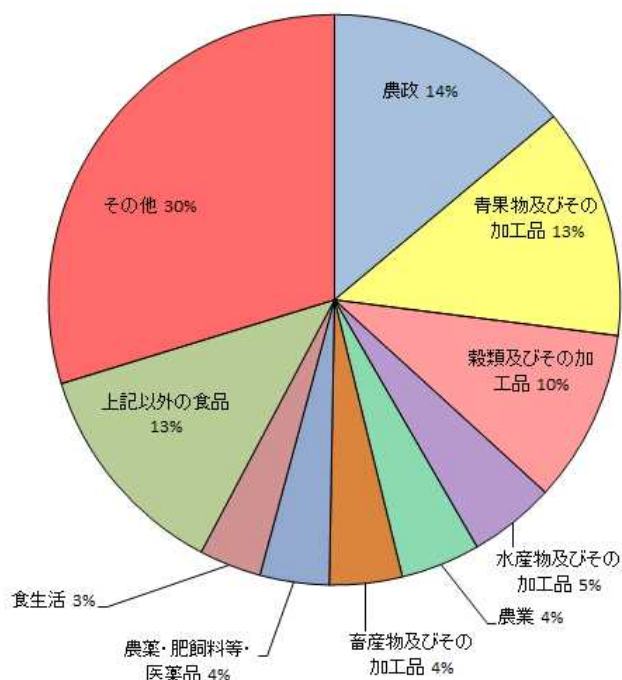


〔品目別相談件数〕

表1 品目別相談件数

	件数
農政	71
青果物及びその加工品	67
穀類及びその加工品	50
水産物及びその加工品	25
農業	23
畜産物及びその加工品	21
農業・肥飼料等・医薬品	20
食生活	18
上記以外の食品	64
その他	152
合計	511

図3 品目別相談比率

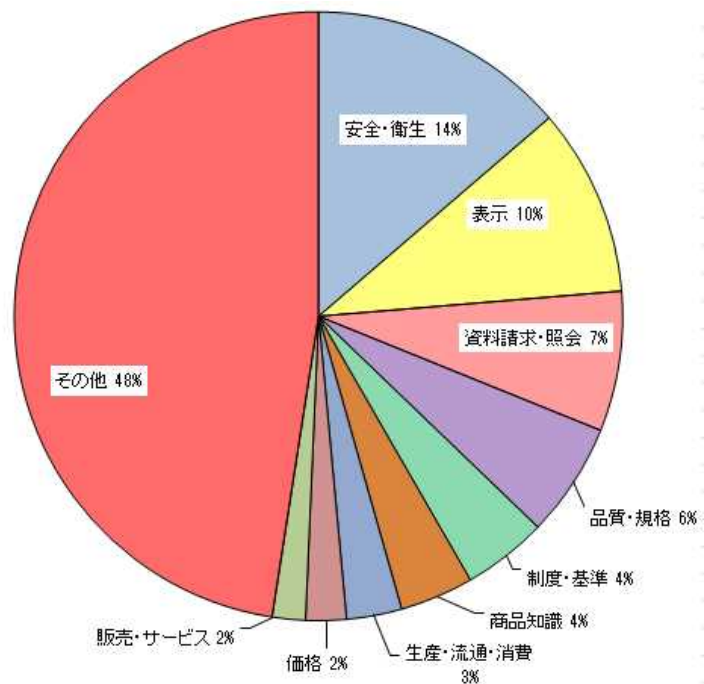


〔内容別相談件数〕

表2 内容別相談件数

	件数
安全・衛生	70
表示	51
資料請求・照会	38
品質・規格	31
制度・基準	23
商品知識	20
生産・流通・消費	15
価格	11
販売・サービス	9
その他	243
合計	511

図4 内容別相談比率

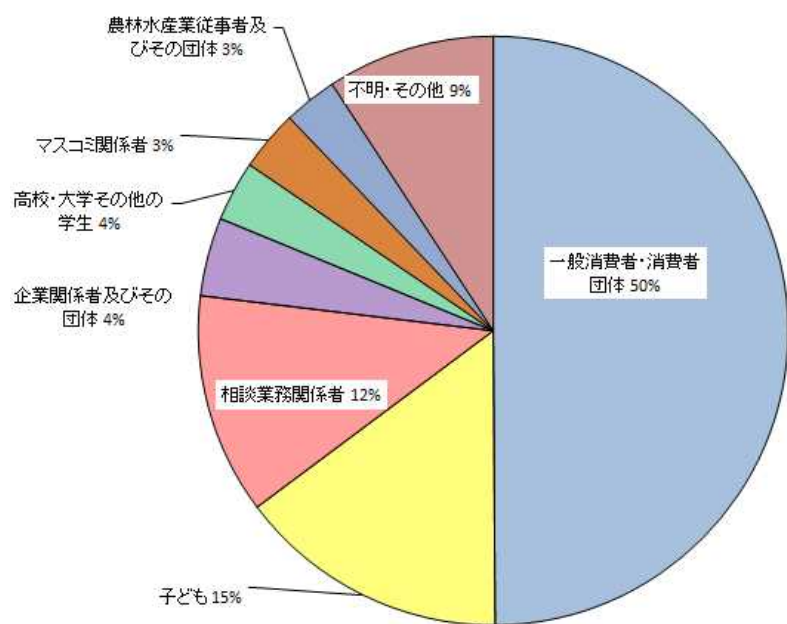


〔相談者別件数〕

表3 相談者別相談件数

	件数
一般消費者・消費者団体	255
子ども	76
相談関係業務者	62
企業関係者及びその団体	22
高校・大学その他学生	17
マスコミ関係者	17
農林水産業関係者及びその団体	15
不明・その他	47
合計	511

図5 相談者別相談比率



◆ 要望・意見の一例

- * 海外の日本料理店の内容があまりにも酷いので基準を定めて許可制にして欲しい。
- * 農薬の広告ではメリットばかりがPRされるが、使用上の注意など、安全性について使用上の注意など安全性についてもPRして欲しい。
- * 無許可の遊漁船などの取締を強化して欲しい。

☆ 相談事例（6月分）

Q 森林の間伐について、詳しく教えてください。また、地球温暖化の防止へもどのように繋がるのでしょうか。

A：間伐とは成長に伴って、混みすぎた林の立木を一部間引くことです。間伐が適切に実施されている森林は、林内に適度に光が射し込み、下草などの下層植生の成長を促すことができるため、水源かん養機能や土砂流出防止機能が高くなる、幹が太く生育が良くなり風や雪にも折れにくくなる、下層植生が豊かになり多様な生物の生息を維持できるようになるといった利点があります。

また、地球温暖化の防止などの公益的機能を高度に発揮していくためには、森林を適切に整備・保全することが必要です。特に、日本の人工林は利用可能な資源が増加しつつあるので、更なる充実を図るためには、間伐等の手入れを適時適切に進めていく必要があります。

そのため、平成 20 年 5 月 16 日に公布・施行された「森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法」により、平成 25 年度以降、平成 32 年度までの 8 年間に於いて、年平均 52 万haの間伐の実施を進めています。

詳細は、農林水産省林野庁のホームページにおいて情報ページがございます。

<http://www.rinya.maff.go.jp/j/kanbatu/suisin/index.html>

Q 魚や貝類などを捕りすぎないためには、どのような取組があるのか、教えてください。

A：魚や貝類等は大事な資源なので、計画性もなく乱獲してしまえば、いずれは枯渇します。養殖においても、エサは天然の魚を利用している場合もあることから、その管理は、重要となります。

○魚や貝類などを守るための取組例

1. 小さい魚、産卵する時期の魚はとらない
2. 魚の子どもを放流する
3. 魚をとってよい時期・量・大きさを決める
4. 魚が育つ環境を整える

このような取組の結果、最近の水産資源（魚や貝類等）の状況は良くなってきています。

また、養殖でも、エサに天然の魚を利用しないことが、進められています。

（参考資料：「ジュニア農林白書」農林水産省）

☆ 相談事例（6月分）

Q 最近、ジビエを推進している動きが見受けられますが、ジビエとはどういう意味ですか、また、推進の背景を教えてください。

A：農村地域で深刻な被害をもたらす野生鳥獣の被害防止対策により、野生鳥獣の捕獲数が年々増加する中で、これを地域資源として捉え、野生鳥獣肉（ジビエ）として有効に活用する前向きな取組が広がっています。

ジビエとは、フランス語で、狩猟で捕獲した野生鳥獣の肉や料理のことです。

しかし、野生鳥獣の肉は、一般的になじみが薄いため、食材として活用するためには、レストラン、旅館、ホテル等に広く需要を開拓していく必要があります。さらに、捕獲の際に個体を傷付けない高い技術が必要であるほか、捕獲後の放血、解体後の冷凍・冷蔵方法といった捕獲後の処理も品質に大きく影響することから、それらの技術向上をさせるといった課題もあります。このため、農林水産省では、捕獲した鳥獣の加工処理施設の整備、捕獲した鳥獣を用いた商品の開発、販売・流通の経路の確立等の取組を支援するほか、食肉利用の取組を全国的に推進する観点から、衛生管理・品質確保等に係るマニュアルの作成・配布や技術研修等を実施しています。このような中、全国各地で、食肉加工品やレシピの開発等、獣類を地域資源として活用する取組が行われています。

また、親しみやすい商品名の工夫やジビエ（狩猟鳥獣肉）料理としての活用等を通じて認知度の向上に向けた取組も行われています。

参考：農林水産省でのジビエ普及啓発への取組紹介

○消費者の部屋 特別展示「ジビエをもっと知ろう！」 担当 農村振興局農村環境課
野生鳥獣を捕獲した後の利用方法として、「ジビエ（gibier）」が注目されていることから、展示（平成 29 年 7 月 10 日～14 日）を通じて、各地方でのジビエの取組紹介や、ジビエ講座視聴コーナー設置、移動解体処理車（見学が出来る）設置、鹿肉バーガー限定販売を行います。

○「第 1 回ジビエ料理コンテスト」 担当 農村振興局農村環境課
平成 28 年度から、ジビエの普及啓発や調査実証等に取り組む「鳥獣利活用推進支援事業」において、「第 1 回ジビエ料理コンテスト」を実施しました。これは、「国産ジビエ流通規格検討協議会」が飲食店のシェフ等を対象とした家庭向けのジビエ料理のレシピを募集を行い、その結果、選定・表彰された料理レシピを広く紹介することで、家庭や飲食店など消費段階での普及啓発を図りました。

詳細は、農林水産省のホームページにおいて情報ページがございます。

<http://www.maff.go.jp/j/seisan/tyozyu/higai/attach/contest.html> 「第 1 回ジビエ料理コンテスト」

<http://www.maff.go.jp/j/syouan/heya/290710.html> 「消費者の部屋特別展示『ジビエをもっと知ろう！』」

☆「消費者の部屋」の廊下掲示版をご覧ください！

「消費者の部屋」の廊下掲示版に、学校訪問に来訪された生徒さんの直筆の感謝状を展示しています。

感謝状には、この訪問により、農林水産省への興味がわいたこと、記者会見室での見学が感動したこと、図書館での丁寧な説明が有り難かった事等が、学生ならではの若い感性で綴られています。

「消費者の部屋」事務室内にある資料閲覧コーナーの壁にもいくつか展示していますので、お立ち寄りの際には、是非ご覧ください。



「消費者の部屋」廊下掲示版
学校訪問に訪問された、生徒さんの感謝状を
掲示。

☆ 消費者の部屋ホームページをご覧ください！

消費者の部屋のホームページ（<http://www.maff.go.jp/j/heya/sodan/index.html>）から、さまざまな情報がご覧いただけます。ぜひアクセスしてみてください。

◇消費者相談

過去の主な相談事例を掲載しています。

◇展示の御案内

特別・常設展示のスケジュールや概要について、詳しく紹介しています。

農林水産省「消費者の部屋」へお越しの際は、北別館入口から入館していただくと、通行証無しで入室できます。皆様のお越しをお待ちしています。



東京メトロ「霞ヶ関」駅
下車。A5、B3a出口すぐ。

平成29年7月発行

編集・発行 農林水産省 消費・安全局
消費者行政・食育課「消費者の部屋」
担当：渡辺、橋本、吉武、明戸

相談電話 03-3591-6529

ファックス 03-5512-7651

子供相談電話 03-5512-1115

インターネット相談窓口：

<http://www.maff.go.jp/j/heya/sodan/index.html>